

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	国民健康保険税等の賦課に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

那須塩原市は、国民健康保険税等の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

本市は国民健康保険税等の賦課に関する事務において、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、契約書に「個人情報取扱特記事項」を明記し、情報保護管理体制を確認することとしている。

評価実施機関名

栃木県那須塩原市長

公表日

令和6年12月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険税等の賦課に関する事務
②事務の概要	地方税法等の規定に則り、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の賦課決定及び軽減申請書の発行・通知書の出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書に関する確認 ②所得・資産の申告書に関する確認 ③賦課額算定における特別徴収対象者の確認 ④賦課額算定に必要な要件の情報照会
③システムの名称	・共通 特別徴収情報管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア 税務情報マスター ・国保税 国民健康保険(賦課)システム ・後期保険料 後期高齢者医療システム 後期高齢者医療広域連合電算処理システム ・介護保険料 介護保険システム
2. 特定個人情報ファイル名	
・共通 所得・資産情報ファイル 減免・軽減申請情報ファイル 宛名情報ファイル ・国保税 国保資格ファイル 国保特別徴収対象者情報ファイル ・後期保険料 後期資格ファイル 後期高齢者特別徴収対象者情報ファイル ・介護保険料 介護資格ファイル 介護特別徴収対象者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	【国民健康保険税】 番号法第9条第1項、別表24の項 【後期保険料】 番号法第9条第1項、別表85の項 【介護保険料】 番号法第9条第1項、別表100の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定 <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>【国民健康保険税】 (情報照会) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項 (情報提供) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項 ※第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項。</p> <p>【後期保険料】 (情報照会) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表117の項 (情報提供) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表115の項</p> <p>【介護保険料】 (情報照会) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表132の項 (情報提供) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、144、161の項 ※第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項。</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部課税課
②所属長の役職名	課税課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部課税課 〒325-8501 栃木県那須塩原市共墾社108番地2 電話0287-62-7120
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務部課税課 〒325-8501 栃木県那須塩原市共墾社108番地2 電話0287-62-7120
9. 規則第9条第2項の適用 <input type="checkbox"/> 適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [十分である] <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
8. 人手を介在させる作業	
[] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [十分である] <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
判断の根拠	特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、使用后すぐにデータを削除し、施錠できる書棚への保管を徹底している。

9. 監査	
実施の有無	[] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="float: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない </div> [十分に行っている]
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<div style="float: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> [十分である]
判断の根拠	システムにアクセスできる職員はIDやパスワードで限定しているため、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月26日	評価実施機関における担当部署	②所属長 課税課長 稲見 一志	②所属長 課税課長 菊池 敏雄	事後	
平成29年4月26日	対象人数 いつの時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年4月26日	取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	評価実施機関における担当部署	②所属長 課税課長 菊池 敏雄	②所属長 課税課長 相馬 勇	事後	
令和1年6月21日	評価実施機関における担当部署	②所属長 課税課長 相馬 勇	②所属長の役職名 課税課長	事後	様式の変更
令和1年6月21日	対象人数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月21日	取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和2年6月22日	対象人数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年6月22日	取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年6月7日	対象人数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年6月7日	取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年6月16日	法令上の根拠	番号法第19条7号	番号法第19条8号	事前	
令和4年6月13日	対象人数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年6月13日	取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和6年12月1日	I 関連情報、1特定個人情報 ファイルを取扱う事務、③システム の名称	特別徴収管理システム	特別徴収情報管理システム	事後	
令和6年12月1日	I 関連情報、3個人番号の 利用、法令上の根拠	・国保税 番号法第9条第1項、別表第一の第16、30 項 並びに内閣府・総務省令第16条、第24条 ・後期保険料 番号法第9条第1項、別表第一の第59 並びに内閣府・総務省令第46条 ・介護保険料 番号法第9条第1項、別表第一の第68項 並びに内閣府・総務省令第50条	【国民健康保険税】番号法第9条第1項、別表 24の項 【後期保険料】番号法第9条第1項、別表85の 項 【介護保険料】番号法第9条第1項、別表100 の項	事後	番号法等の改正による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月1日	I 関連情報、4情報ネットワークシステムによる情報連携、②法令上の根拠	<p>・国保税 (情報照会) 番号法第19条8号、別表第二の第27、42、45項並びに内閣府・総務省令第20条、第25条 ※別表第二の第45項に係る主務省令は未交付 (情報提供) 番号法第19条8号、別表第二の第1、46項並びに内閣府・総務省令第1条 ※別表第二の第46項に係る主務省令は未交付</p> <p>・後期保険料 (情報照会) 番号法第19条8号、別表第二の第81項 ※別表第二の第45項に係る主務省令は未交付 (情報提供) 番号法第19条8号、別表第二の第83項並びに内閣府・総務省令第 条 ※別表第二の第83項に係る主務省令は未交付</p> <p>・介護保険料 (情報照会) 番号法第19条8号、別表第二の第61、62、93、94項並びに内閣府・総務省令第32条、第33条、第46条、第47条 (情報提供) 番号法第19条8号、別表第二の第1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、57、58、61、80、87、90、93、94、95、117項 並びに内閣府・総務省令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第19条、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条、第46条、第47条 ※別表第二の第30、33、39、58、90、95、117項に係る主務省令は未交付</p>	<p>【国民健康保険税】 (情報照会) 番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の表48の項 (情報提供) 番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の表1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項 ※第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項。</p> <p>【後期保険料】 (情報照会) 番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の表117の項 (情報提供) 番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の表115の項</p> <p>【介護保険料】 (情報照会) 番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の表132の項 (情報提供) 番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の表2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、144、161の項 ※第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項</p>	事後	番号法等の改正による
令和6年12月4日	IIしきい値判断項目、1対象人数、いつの時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年12月4日	IIしきい値判断項目、2取扱者数、いつの時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	